

那珂市ライフデザインサポート事業業務委託仕様書

1 委託業務名

那こ委第22号 那珂市ライフデザインサポート事業業務委託

2 業務目的

本事業は那珂市デジタル田園都市構想総合戦略の「結婚、出産・子育て応援戦略」における計画的な実行と施策の見直しを実施するにあたって効果検証のためのライフデザインの形成支援を行う事業である。

ライフデザインの形成支援については、第8学年（市立中学校の第2学年）に対して、ライフプランの必要性や重要性に気づいてもらい、自分自身の問題とし捉えてもらうとともに、ライフプランニングに必要となる就学、就職、結婚、出産、子育てなどの将来の夢や目標を決める知識・情報を提供し、考える機会を持たせる取組としてライフデザイン教育を実施する。

3 委託業務の概要

- (1) 対象者：第8学年（市立中学校の第2学年） 398人程度
- (2) 対象学校数：5校（うち2校は同様の内容を2～3クラスずつ計2回実施）
 - 那珂市立第一中学校 那珂市後台2547番地
 - 那珂市立第二中学校 那珂市額田南郷2386番地4
 - 那珂市立第三中学校 那珂市飯田3645番地
 - 那珂市立第四中学校 那珂市菅谷2476番地
 - 那珂市立瓜連中学校 那珂市瓜連1015番地
- (3) 各中学校100分（授業時間で2時間）程度

4 委託事業の内容

(1) 業務の企画

進学や就職等自分の将来について考え始める時期である第8学年を対象に、自身の将来を考えるため、お金や子育て、健康、結婚、キャリアデザイン等、多方面から結婚や子育てに関する正しい知識を得られる講義内容とし、希望をもってライフプランを描く機会となる内容とする。

また、講義内で考えさせるための時間の確保、グループワークによる意見の共有など、生徒たちがより自主性を持ち、意識変化を促せるようなものとする。

これらを踏まえた本業務の全体像がわかる企画提案書を作成し、関係者と内容を共有しながら業務の円滑な実施につなげる。

なお、市及び学校との打ち合わせを含み、学校との打ち合わせは学校ごとに2回程度の実施を見込む。

(2) ライフデザインサポート事業業務

受注者は、市、及び教育委員会並びに学校と連携し、第8学年向けのライフデザインサポート事業に関する一切の業務を行うものとする。

①授業時間の確保・調整

受注者は、事業を実施するにあたり、市と協議のうえ、学校行事と重複しない時期に実施日時等を決定すること。(令和7年度は、学校との打ち合わせを7～8月に実施し、11～12月に講義を実施)

②講話及びグループワーク等の開催

講師の派遣、教材作成など

③消耗品等の準備

受注者は、本事業における消耗品等の準備・調達を行うものとする。

④事前事後アンケートの作成・配布・回収・分析

生徒及び教職員に対する満足度や課題などを聴取するため、事前事後アンケートを実施すること。

⑤報告書の作成(アンケート集計含む)

5 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

6 支払方法

支払いは、本業務完了後の一括払いとする。

7 成果品等の提出

(1) 成果品

業務完了後は、速やかに業務実施報告書(任意様式)に下記の成果品を添付し、提出すること。

① 業務実施報告書(アンケート結果集計、写真等)

② 上記①の電子データ(CD又はDVDで提出)

(2) 提出部数

① 業務実施報告書 15部

② 電子データ 1部

(3) 納期

令和9年3月31日

(4) 納品先

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5
那珂市保健福祉部こども課 子育て支援グループ

8 著作権の取扱

- (1) 本業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、市が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

9 再委託の取扱

受注者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により承諾を得たときはこの限りではない。

この仕様書に定める事項については、受注者と同様に、再委託先においても順守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負うものとする。

10 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、無断で第三者へ提供してはならない。

11 その他

- (1) 業務の成果は、市に帰属する。
- (2) 企画・運営の詳細については、学校側との調整の上、市との協議により決定すること。
- (3) 新型インフルエンザ等の感染症予防対策を徹底し、状況に応じて柔軟に対応すること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合には、市及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。